

9月～10月は「行政相談月間」です

図総務課秘書広報班 ☎84-1211

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政相談所を開設し、みなさんから行政に関する困りごとなどをお聴きし、その解決に努めます。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

行政相談委員 土屋 栄子さん(宝米)
越川 治さん(栗山4)

相談時間 1人あたり30分以内

期間中の開設日	
と き	ところ
9月 8日(火)	文化会館
9月29日(火)	町民会館
10月14日(水)	文化会館
10月27日(火)	町民会館
時間 午後1時30分～4時	



行政相談
マスコットキャラクター
「キクーン」

9月1日施行 改正道路交通法施行令 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました！

図環境防災課防災班 ☎84-1216

9月1日から、生活道路での自動車の法定速度が、時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられました。

法定速度が時速30キロメートルに引き下げられる道路

- ・生活道路

※主に地域住民の日常生活に利用されているような中央線等がない道路

法定速度が変わらない道路

次のような道路の法定速度は、引き続き時速60キロメートルです。

- ・道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道ならびにこれに接する

加速車線及び減速車線以外のもの

- ・自動車専用道路

※道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

(例)

道路標識により最高速度が時速40キロメートルと指定されている生活道路では、最高速度は時速30キロメートルではなく、時速40キロメートルとなります。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界等をよく考えて、安全な速度で走りましょう。

秋の全国交通安全運動 9月21日(月)～30日(水)

図環境防災課防災班 ☎84-1216

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

目的

交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行います。

スローガン

それいいね 夜道にきらり 反射材

運動重点

- ①歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ②夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進

